

チーム学校推進法の早期制定等を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少など社会や経済が急速に変化し、いじめや不登校、暴力行為等の問題行動、教育格差の拡大など、学校現場の抱える課題が複雑化、多様化する一方で、貧困問題や保護者等からの要望への対応など学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の長時間労働が常態化し、こうした実態が国内外の調査からも明らかとなっており、改善に向け、まさに待ったなしの現状と言えます。

よって、国会及び政府は、教員が総合的な指導を担う我が国の学校の特徴を生かしつつ、複雑化、困難化する課題に対応できる次世代の学校を構築していくため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 少人数学級編制を推進するなど教職員体制の整備、充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していくチーム学校の実現を図るため、チーム学校運営の推進等に関する法律、いわゆるチーム学校推進法を早期に成立させること。
2. 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
3. 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。
4. 教員の長時間労働を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月26日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

文部科学大臣